

小山町豊門公園の管理に関する条例（案）について

1 政策の主旨

- ・小山町豊門公園の管理について必要な事項を制定するものです。

2 公表するもの

- ・以下の条例案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

①都市公園条例による利用の許可に基づく豊門公園の使用料を次のとおり定めます。

(1) 豊門会館及び西洋館の利用の許可による使用料

| 行為の種類 | 単位 | 金額 |
|------------------------------------|-------------|---------|
| 業として行う映画の撮影又は興業 | 1施設1日につき | 40,000円 |
| | 1施設半日につき | 20,000円 |
| 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会 その他これらに類する行為 | 1施設1日につき | 5,000円 |
| | 1施設半日につき | 2,500円 |
| その他の行為 | 町長がその都度定める。 | |

(2) 豊門会館及び西洋館以外の利用の許可による使用料

| 行為の種類 | 単位 | 金額 | |
|---|---------------------|------------------|--------|
| 行商、募金その他これらに類する行為 | 1日以内 | 2,000円 | |
| 業としての写真撮影その他これに類する行為 | 撮影機（写真機） 1台1日につき | 2,000円 | |
| 業としての映画撮影その他これに類する行為 | 1件1日につき | 6,000円 | |
| 興行、出店その他これらに類する営業行為 | 1平方メートル 1日につき | 100円 | |
| 競技会、展示会、博覧会、集会 その他これらに類する催しの ために、公園の全部又は一部を 独占して利用すること | 面積に よるもの | 1平方メートル 1日につき | 22円 |
| | 面積に より難しいもの | 1回1日以内 | 2,000円 |
| その他の行為 | 町長がその都度定める。 | | |

②指定管理者による管理運営に係る規定を定めます。